

## 企画競争実施の公示

令和元年6月11日

近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長

新屋 孝文



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

(1) 業務名 足羽川ダム広報業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| ・計画準備                | : 1式 |
| ・打合せ協議               | : 1式 |
| ・広報ツールの作成            | : 1式 |
| ・現地見学会用台本作成          | : 1式 |
| ・現地見学会モニタリング         | : 1式 |
| ・広報施設及び広報イベント（外部）の企画 | : 1式 |
| ・報告書作成               | : 1式 |

(3) 履行期限 令和2年3月19日

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿又は、東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 下記に示される同種又は類似業務等について、平成21年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。  
同種業務：ダム事業における広報に関する業務  
類似業務：公共事業における広報に関する業務
- (5) 配置予定技術者（以下「主たる担当者」という。）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成21年度以降に完了した業務（再委託による業

務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

同種業務：ダム事業における広報に関する業務

類似業務：公共事業における広報に関する業務

- (6) 足羽川ダム工事事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒918-8239 福井県福井市成和1-2111

国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所 総務課 建設専門官

電話：0776-27-0642

FAX：0776-27-0643

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和元年6月11日（火）から令和元年6月25日（火）までの 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで。ただし、最終日の令和元年6月25日（火）は正午まで。

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和元年6月26日（水）正午まで。

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものである。

るが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。